|  |  |
| --- | --- |
| 日本国憲法ワークシート　１０  　　第７章･第8章 | 年　　　組　　　番 |

1

2

3

4

5

6

7

8

9

▶第7章　財政

第83条【財政処理の基本原則】国の財政を処理する権限は，(　１　)の議決にいて，これを行使しなければならない。

第84条【課税】あらたに(　２　)を課し，は現行の(　２　)をするには，法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第85条【国費の支出及び国の負担】国費を支出し，は国が(　３　)を負担するには，(　１　)の議決にくことを必要とする。

第86条【予算】(　４　)は，毎会計年度の(　５　)を作成し，(　１　)に提出して，そのを受け議決を経なければならない。

第87条【予備費】

1. 予見しい(　５　)の不足にてるため，(　１　)の議決にいて予備費を設け，(　４　)の責任でこれを支出することができる。
2. すべて予備費の支出については，(　４　)は，事後に(　１　)のを得なければならない。

第88条【皇室財産・皇室の費用】すべて(　６　)財産は，(　７　)に属する。すべて(　６　)の費用は，(　５　)に計上して国会の議決を経なければならない。

第89条【の財産の支出は利用の制限】(　８　)その他の(　９　)の財産は，宗教上の組織しくは団体の使用，便益若しくはのため，又は(　９　)の支配に属しない，教育若しくは博愛の事業に対し，これを支出し，又はその利用に供してはならない。

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

第90条【決算検査，会計検査院】

1. (　６　)の収入支出の決算は，すべて毎年(　10　)がこれを検査し，(　11　)は，次の年度に，その検査報告とともに，これを(　12　)に提出しなければならない。
2. (　10　)の組織及び権限は，法律でこれを定める。

第91条【財政の報告】内閣は，国会及び(　13　)に対し，定期に，くとも毎年(　14　)回，国の財政状況について報告しなければならない。

▶第8章　地方自治

第92条【地方自治の基本原則】地方公共団体の組織及び運営に関するは，(　15　)にいて，法律でこれを定める。

第93条【地方公共団体の機関，その直接選挙】

1. 地方公共団体には，法律の定めるところにより，その議事機関として(　16　)を設置する。
2. 地方公共団体の長，その議会の議員及び法律の定めるその他の(　17　)は，その地方公共団体の(　18　)が，(　19　)これを選挙する。

第94条【地方公共団体の権能】 地方公共団体は，その財産を管理し，(　20　)を処理し，及び(　21　)をする権能を有し，法律ので(　22　)を制定することができる。

第95条【特別法の住民投票】 の地方公共団体のみに適用される(　23　)は，法律の定めるところにより，その地方公共団体の(　18　)の(　24　)においてその(　25　)の同意を得なければ，(　12　)は，これを制定することができない。